

教員養成セミナー2022年5月号
動画講義

12ヵ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第8回◆教育法規②
学校教育に関する法規1

講師：植竹 丘（共栄大学）

1 感染症（千葉県 2022年度）

次の条文は、「学校保健安全法」の一部である。（ ）に入る適語の正しい組み合わせを選べ。

第19条 （ ① ）は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条 （ ② ）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- ア ①校長 ②学校の設置者
- イ ①校長 ②文部科学省
- ウ ①学校の設置者 ②校長
- エ ①学校の設置者 ②文部科学省
- オ ①文部科学省 ②学校の設置者

2 学校保健安全法（大阪府／大阪市／堺市／豊能地区 2022年度）

次の各文は、学校保健安全法の条文または条文の一部であるが、下線部については誤りが含まれているものがある。条文または条文の一部として下線部が誤っているものを選べ。

- ① 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。
- ② 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
- ③ 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行うよう努めるものとする。
- ④ 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
- ⑤ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

3 学校の保険及び安全管理 (香川県 2022年度／一部改題)

学校保健安全法は、学校の保健及び安全管理に関し必要な事項を定めるものである。次の

①～④のうち、この法律で示されている内容として正しいものを選べ。

- ① 校長は、感染症にかかったことが確認できなければ、児童生徒の出席を停止させることはできない。
- ② 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
- ③ 学校においては、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。
- ④ 学校においては、当該学校の施設及び設備の老朽化または破損等が生じた場合に限り、安全点検及び児童生徒等に対する安全に関する指導の計画を策定し、これを実施しなければならない。

感染症

▶ 学校保健安全法第19条

- **校長**は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

▶ 学校保健安全法第20条

- **学校の設置者**は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

健康診断

▶ 就学時健康診断（学校保健安全法第11条）

- **市**（特別区を含む．以下同じ．）**町村の教育委員会**は，学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で，当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて，その健康診断を行わなければならない。

▶ 在学中の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）

- **学校**においては，**毎学年定期に**，児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く．）の健康診断を行わなければならない。

▶ 職員の健康診断（学校保健安全法第15条第1項）

- **学校の設置者**は，**毎学年定期に**，学校の職員の健康診断を行わなければならない。

3つの健康診断と実施主体

健康診断の種類	根拠法令 (学校保健安全法)	実施主体
就学時健康診断	第11条	市町村教育委員会 →「就学事務」
在学中の健康診断	第13条第1項	各学校
職員の健康診断	第15条第1項	学校の設置者

教員養成セミナー2022年5月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第8回◆教育法規②
学校教育に関する法規2

講師：植竹 丘（共栄大学）

1 学校評価（岡山県 2022年度）

次の文章は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部である。下線部A～Eについて、正しいものを○、誤っているものを×としたとき、その組み合わせとして適切なものを選べ。なお、これらの条文は中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校にも準用されている。

第42条 小学校は、A校長の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況についてB評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、そのC教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及びD教員その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的にE提供するものとする。

A B C D E

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | × | × | ○ | ○ | × |
| ② | ○ | ○ | × | × | × |
| ③ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| ④ | × | ○ | ○ | × | ○ |
| ⑤ | ○ | ○ | ○ | × | ○ |

学校評価

▶ 学校教育法第42条

- 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

▶ 学校教育法施行規則第66条

- 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

▶ 学校教育法施行規則第67条

- 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

学校評価

種類	根拠法令	内容・主体	
自己評価	学校教育法施行規則 第66条	学校の教職員による評価	義務
学校関係者評価	学校教育法施行規則 第67条	保護者・地域住民によって構成された学校関係者評価委員会が、自己評価の結果について行う評価	努力義務
第三者評価	なし	外部専門家等による評価	任意

2 学期・休業日（東京都 2022年度）

公立学校の学期や休業日等に関する記述として、法令に照らして適切なものを選び。

- ① 学校の学期並びに夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日は，当該学校を設置する区市町村又は都道府県の教育委員会が定める。
- ② 学校の学年は，4月2日に始まり，翌年4月1日に終わる。ただし，高等学校において修業年限が3年を超える定時制の課程を置く場合は，その最終の学年は，9月30日に終わるものとすることができる。
- ③ 授業終始の時刻は，当該学校を設置する区市町村又は都道府県の教育委員会が，校長の意見やその地域の事情等を考慮して適切に定める。
- ④ 学校における休業日は，「国民の祝日に関する法律に規定する日」，「日曜日及び土曜日」，「地方公共団体の長が定める日」と定められている。
- ⑤ 非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，当該学校を設置する地方公共団体の長の許可を得て，臨時に授業を行わないことができる。

学期・授業開始時刻の決定と学年

▶ 学期・休業日の決定権（学校教育法施行令第29条）

- 公立の学校（大学を除く．）の学期並びに夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項においては「体験的学習活動休業日」という．）は，市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める．

▶ 授業開始時刻の決定権（学校教育法施行規則第60条）

- 授業終始の時刻は，校長が定める．

学期・授業開始時刻の決定と学年（cont.）

決定権限の違い（公立学校）

事項	決定権限
教科・科目ごとの標準授業時数	文部科学大臣
学期及び長期休業日	設置者（市町村又は都道府県） の教育委員会
授業終始の時刻	校長

4 管理（千葉県・千葉市 2022年度）

「学校教育法施行規則」の「第3節 管理」に関する内容として、適切でないものを選び。

- ① 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- ② 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。
- ③ 指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- ④ 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。
- ⑤ 停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができる。

学校に備えるべき表簿

▶ 指導要録（学校教育法施行規則第24条第1項）

- 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

▶ 出席簿（学校教育法施行規則第25条）

- 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

▶ 健康診断票（学校保健安全法施行規則第8条）

- 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

学校に備えるべき表簿（cont.）

▶ 学校教育法施行規則第28条

- 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。
- （略）
- 四 指導要録，その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- （略）
- 2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は，別に定めるもののほか，五年間保存しなければならない。ただし，指導要録及びその写しのうち入学，卒業等の学籍に関する記録については，その保存期間は，二十年間とする。